

令和7年7月28日

各 位

新潟市水道事業管理者
水道局長 長井 亮一
(担当：総務部 経理課)

指 名 停 止 に つ い て

このたび、下記業者に対して、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領第2条第1項の規定に基づき指名停止の措置を行いましたので通知します。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ (カブシカイシャ エーディーケーマーケティング・ソリューションズ) 主たる営業所 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	令和7年7月28日 ～ 令和7年10月27日 (3箇月)

2 指名停止理由

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会発注の特定テストイベント・本大会業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止を行った。